

決議案第3号

議会改革特別委員会設置に関する決議

1. 本市議会に委員8人から成る特別委員会を設置するものとする。
2. 本特別委員会は、本市議会が市民に開かれた議会運営の実現、並びに市民の信頼と付託に応える議会を目指すために、次に掲げる事項を行うものとする。
 - ①議会報告会及び市民との意見交換会の実施について。
 - ②「議会のあり方を検討する会報告書」に基づいた検討項目の調査研究について。
3. 本特別委員会は、第2項に掲げる事項が終了するまで、閉会中もなお継続して調査することができるものとする。

以上、決議する。

平成25年9月24日

白 河 市 議 会